

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 白日会 宇土市地域包括支援センター（以下「センター」といいます。）は、センターが利用者に提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約を締結します。

【契約の目的】

第1条 センターは、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むために、利用者の選択に基づいて必要な介護サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画を作成します。また、当該計画に基づいて、適切に介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

【契約期間】

第2条 この契約の期間は、_____年_____月_____日から利用者の要支援認定又は事業対象の有効期間満了までとします。ただし、契約期間満了日までに、利用者からの契約の終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

【介護予防支援等の担当】

第3条 センターは、当該業務の担当職員を選任し、介護予防サービス計画等の作成を支援します。

2 前項の担当職員を変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

【介護予防支援等の実施方法】

第4条 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 利用者及び家族の相談を受けます。
- (2) 利用者のお宅を訪問し、利用者や家族の話を伺い、アセスメントを実施します。
- (3) 介護予防サービス・支援計画書（以下「計画書」という。）の原案を作成します。
- (4) 必要に応じ、サービス担当者会議を開催し、利用者、担当者間で共通認識を図ります。
- (5) 利用者及び家族に計画書を交付（利用者に説明と同意を得て行う）します。
- (6) 利用者の状況を利用者又はサービス事業者等に確認し、計画の実施状況を把握し、サービス内容が適切か否かを確認し、必要があれば計画を見直しします。
- (7) 毎月初めに、利用者の前月におけるサービスの利用実績を確認します。サービス種類に応じ、熊本県国民健康保険団体連合会に給付管理を行います。
- (8) 3～6ヶ月の間に、目標がどれくらい達成できたかを適宜評価します。

【契約の解除】

第5条 利用者から行う解約権

- (1) 利用者は契約期間中にこの契約を解約しようとする場合には、センターに対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出るものとします。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。
- (2) 次の場合、利用者はセンターに申し出を行うことにより、事前申し出の期間なしに、この契約を解約できるものとします。
 - ア) センターが正当な理由なく介護予防支援等の提供を行わない場合
 - イ) センターが明らかな守秘義務に反した場合
 - ウ) センターが利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - エ) その他センターがこの契約に定める介護予防支援等の提供を正常に行い得ない状態に陥った場合

2、センターからの解除権

第6条 センターは、利用者が以下の事項に該当する場合に、利用者に対して理由を通知することによりこの契約を解除することができます。

- (1) 介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が故意または重大な過失（ハラスメント等の行為を含む）によりセンター若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

3、契約の自動終了

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は自動終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者が要介護認定に該当する場合
- (3) 利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合
- (4) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）の利用を開始した場合

【記録の整備、開示】

第8条 センターは、利用者に対する介護予防支援等の業務の提供に関する記録を整備し、完了の日から5年間保管します。

2 利用者から自己の個人情報について開示の請求があった場合には次にいずれかに該当する場合を除き、これを開示します。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

【業務の委託】

第9条 センターは、利用者の同意を得たうえで、利用者提供する介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

- 2 利用者は、前項の規定に基づき委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

【料金】

第10条 センターのサービス提供に係る費用については、原則として利用者の自己負担はありません。

- 2 ただし、利用者の介護保険料の未納等により、宇土市から介護給付制限の通知を受けられている方については、その通知に記載してある給付制限割合の額を徴収することがあります。

【損害賠償】

第11条 センターは、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生したときは、速やかに利用者及び利用者の家族、宇土市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 センターは、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償損害を行います。但し、その損害のうち、利用者及び利用者の家族に責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りではありません。

【秘密保持】

第12条 センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密を漏らしません。

- 2 センターは、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 センターは、利用者及び利用者の家族に関する個人情報を用いる場合、利用者及び利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 センターは、介護予防支援業務等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、利用者及び利用者の家族に関する秘密保持について必要な措置を講じます。

【苦情の処理】

第13条 センターは、利用者及び利用者の家族からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援等又は介護予防サービス・計画書に位置付けた指定介護予防サービス、総合事業等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

【契約外事項】

第14条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令に定めるところを尊重し、利用者、センターが誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

_____年_____月_____日

利用者

住所 _____

氏名 _____

上記代理人
(代筆者)

住所 _____

氏名 _____

利用者との関係 _____

事業者

所在地 熊本県宇土市南段原町164-5

名称 宇土市地域包括支援センター

管理者 平江 博美

(業務委託居宅介護支援事業者)

所在地 _____

名称 _____